

# 定期報告書

西暦 年 月 日

都道府県知事 殿

農場名	:	_____
住所	:	_____
電子メール	:	_____
(電話番号	:	— — )
(FAX	:	— — )

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以下のとおり報告します。  
 別紙「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

## 1. 基本情報

家畜の所有者の氏名	
家畜の所有者の住所	郵便番号 —
家畜の所有者の連絡先	電子Mail :
	携帯電話番号 :
	(電話番号 : )
	(FAX : )
飼養衛生管理者の氏名	
飼養衛生管理者の住所	郵便番号 —
飼養衛生管理者の連絡先	電子Mail :
	携帯電話番号 :
	(電話番号 : )
	(FAX : )
飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所	郵便番号 —

家畜の種類 及び頭羽数	乳用雌牛	成牛	育成牛	子牛			
		頭	頭	頭			
	肥育牛 (乳用種の雄牛 及び交雑種の牛 を除く。)	成牛 (肥育後期の牛)	肥育前期の牛	育成牛	子牛		
		頭	頭	頭	頭		
	肥育牛 (乳用種の雄牛 及び交雑種の牛 に限る。)	成牛 (肥育後期の牛)	肥育前期の牛	育成牛	子牛		
		頭	頭	頭	頭		
	肉用繁殖牛	成牛(雄)	成牛(雌)	育成牛	子牛		
		頭	頭	頭	頭		
	豚	繁殖豚			肥育豚 (子豚を除く。)	子豚	
		雄豚	母豚	育成豚			
頭		頭	頭	頭	頭		
鶏	採卵鶏		肉用鶏				
	成鶏	育成鶏					
	羽	羽	羽				
馬その他	馬	その他 ( )	その他 ( )	その他 ( )	その他 ( )		
	頭	頭(羽)	頭(羽)	頭(羽)	頭(羽)		
畜舎等の数	畜舎	ふ卵舎					
	舎	舎					

- 注意
- 1 本報告書は、農場ごとに、家畜の所有者（当該所有者以外に家畜伝染病予防法第3条の管理者がある場合にあっては、当該管理者。以下この1において同じ。）が作成し、提出すること。なお、作成に当たって、所有者以外の者が家畜伝染病予防法第12条の3の2の飼養衛生管理者である場合にあっては、当該飼養衛生管理者に作成させることができる。
  - 2 家畜の所有者は、「家畜の所有者の氏名」欄、「家畜の所有者の住所」欄及び「家畜の所有者の連絡先」欄を記載すること。ただし、家畜の所有者以外に家畜伝染病予防法第3条の管理者がある場合、もしくは法人の場合にあっては、家畜の所有者に代わり管理者もしくは法人の情報を記載すること。
  - 3 家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者となる場合については、「飼養衛生管理者の氏名」欄に「同上」と記載すること。この場合、「飼養衛生管理者の住所」欄、「飼養衛生管理者の連絡先」欄、「飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所」欄の記載は要さない。
  - 4 衛生管理区域ごとに「飼養衛生管理者の氏名」欄、「飼養衛生管理者の住所」欄、「飼養衛生管理者の連絡先」欄、「飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所」欄をそれぞれ記載すること。  
その際、飼養衛生管理者が複数の場合は、本様式の1. 基本情報の該当欄に飼養衛生管理者を代表する者の情報を記載し、その他の飼養衛生管理者の情報については、1-2. その他の飼養衛生管理者の欄に記載すること。なお、飼養衛生管理者が1人の場合は1-2の提出は必要ない。
  - 5 報告の期日等について
    - (1) 報告事項は、その年の2月1日時点のものとする。
    - (2) 報告書の提出期限は、  
イ 牛・水牛・鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし・馬の場合は、毎年4月15日  
ロ 鶏・あひる・うずら・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合は、毎年6月15日
  - 6 家畜の飼養頭羽数については、その年の2月1日時点において、同日前に家畜の出荷又は移動を行ったことにより、当該家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合にあっては、当該出荷又は移動を行った日の前日時点のものとする。

- 7 「家畜の種類及び頭羽数」の欄における用語の意義は、次のとおりとする。
- (1) 「乳用雌牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満24月未満のものをいい、「子牛」とは日齢が満10日以上で月齢が満4月未満のものをいう。
  - (2) 「肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。）」において、「成牛（肥育後期の牛）」とは月齢が満24月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満9月以上満24月未満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満9月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。
  - (3) 「肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。）」において、「成牛（肥育後期の牛）」とは月齢が満17月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満7月以上満17月未満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満7月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。
  - (4) 「肉用繁殖牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満24月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。
  - (5) 「子豚」とは、離乳した豚であって月齢が満3月未満のものをいう。
  - (6) 「繁殖豚」において、「雄豚」及び「雌豚」とは月齢が満12月以上のものをいい、「育成豚」とは月齢が満3月以上満12月未満のものをいう。
  - (7) 「採卵鶏」において、「成鶏」とは日齢が満150日以上ものをいい、「育成鶏」とは日齢が満150日未満のものをいう。
- 8 「家畜の種類及び頭羽数」の「その他（ ）」の欄には、水牛、鹿、めん羊、山羊、いのしし、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥のうち、その種類ごとに該当するものを括弧内に記入の上、その頭数（羽数）を記入すること。
- 9 「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況」については、飼養する家畜の種類に対応する様式（1）から（4）までの間から選択し、記載すること。また、「飼養衛生管理基準遵守状況の添付資料一覧」に掲げた資料を添付すること。ただし、家畜伝染病予防法施行規則第21条の6において、報告事項が同条第1号、第2号及び第5号に掲げる事項に限定されている者（※）は、「1. 基本情報のうち、畜舎等の数」及び「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況」の報告並びに「添付書類」の提出は不要である。
- 10 報告いただいた家畜の所有者の氏名又は名称及び連絡先並びに飼養衛生管理者の氏名及び連絡先については、家畜衛生に関する情報の迅速な共有等を目的として、農林水産省に共有します。  
また、法令に基づき農林水産省から家畜の所有者に関する情報についての報告を求められた場合には、報告いただいた内容の全部又は一部を同省に提供することがあります。
- 11 報告いただいた内容のうち、家畜伝染病予防法施行規則第21の6で定める事項については、家畜伝染病予防法第12条の4の2の規定に基づき、都道府県から当該家畜の所在地を管轄する市町村へ通知いたします。
- ※ 家畜伝染病予防法施行規則第21条の6において、報告事項が同条第1号、第2号及び第5号に掲げる事項に限定されている者とは、次の各号に掲げる家畜の所有者について、それぞれ当該各号に定める頭羽数の家畜の所有者をいう。
- (1) 牛・水牛・馬の場合 1頭
  - (2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満
  - (3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満
  - (4) だちょうの場合 10羽未満

1-2. その他の飼養衛生管理者

飼養衛生管理者の氏名	
飼養衛生管理者の住所	郵便番号 ー
飼養衛生管理者の連絡先	電子メール :
	携帯電話番号 :
	( 電話番号 : )
	( FAX : )
飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所	郵便番号 ー

飼養衛生管理者の氏名	
飼養衛生管理者の住所	郵便番号 ー
飼養衛生管理者の連絡先	電子メール :
	携帯電話番号 :
	( 電話番号 : )
	( FAX : )
飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所	郵便番号 ー

飼養衛生管理者の氏名	
飼養衛生管理者の住所	郵便番号 ー
飼養衛生管理者の連絡先	電子メール :
	携帯電話番号 :
	( 電話番号 : )
	( FAX : )
飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所	郵便番号 ー

飼養衛生管理者の氏名	
飼養衛生管理者の住所	郵便番号 ー
飼養衛生管理者の連絡先	電子メール :
	携帯電話番号 :
	( 電話番号 : )
	( FAX : )
飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所	郵便番号 ー

飼養衛生管理者の氏名	
飼養衛生管理者の住所	郵便番号 ー
飼養衛生管理者の連絡先	電子メール :
	携帯電話番号 :
	( 電話番号 : )
	( FAX : )
飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所	郵便番号 ー

飼養衛生管理者の氏名	
飼養衛生管理者の住所	郵便番号 ー
飼養衛生管理者の連絡先	電子メール :
	携帯電話番号 :
	( 電話番号 : )
	( FAX : )
飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所	郵便番号 ー

飼養衛生管理者の氏名	
飼養衛生管理者の住所	郵便番号 ー
飼養衛生管理者の連絡先	電子メール :
	携帯電話番号 :
	( 電話番号 : )
	( FAX : )
飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所	郵便番号 ー

飼養衛生管理者の氏名	
飼養衛生管理者の住所	郵便番号 ー
飼養衛生管理者の連絡先	電子メール :
	携帯電話番号 :
	( 電話番号 : )
	( FAX : )
飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所	郵便番号 ー

飼養衛生管理者の氏名	
飼養衛生管理者の住所	郵便番号 ー
飼養衛生管理者の連絡先	電子メール :
	携帯電話番号 :
	( 電話番号 : )
	( FAX : )
飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所	郵便番号 ー

## 2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況

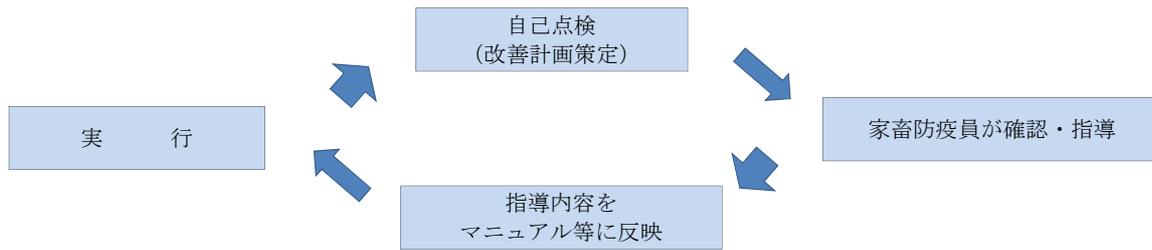
### (1) 牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊の場合

#### ※記載方法

- 自らの農場に関する飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況について、自己点検を行うこと。
- 1 から38までの各項目の設問に対し、自己点検の結果を元に「はい」、「いいえ」又は「該当しない」にチェックを付けること。
  - ・「記入欄」がある設問には、措置の状況を記載又は該当する事項にチェックを付けること。
  - ・「いいえ」と回答した項目については、記入欄に今後の改善方針を記載すること。

#### 【 提出後の流れ ～改善に向けて～ 】

- ①家畜防疫員は、立入検査等により飼養衛生管理の状況を再確認し、家畜防疫員チェックボックスに「○」、「×」又は「-」（非該当）を記入する。
- ②改善が必要な項目については、家畜防疫員記入欄に改善指導の内容を記入し、家畜の所有者に提供する。
- ③改善指導があった場合、家畜の所有者は指導内容を飼養衛生管理マニュアルに反映させ、実行する。



#### ●飼養衛生管理基準の構成について

飼養衛生管理基準は全38項目あり、各項目を取組の目的ごとに以下のⅠ～Ⅳに体系化しながら、分類している。

- Ⅰ 家畜防疫に関する基本的事項【項目1～12】
- Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止【項目13～22】
- Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止【項目23～32】
- Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止【項目33～38】

#### 【参考】農場の各施設において関係する項目とその項目が防除の対象とする感染源（一覧表）

感染源		対策の実施場所（衛生管理区域内）				
分類	種類（代表例）	境界		敷地	関連施設	畜舎
		入城時	出城時			
人	従業者、外部者	13 14 15 16	33			23 24
物品	車両、重機	17	34			26
	器具、機材	18 19	35 37	30	25	25 26
	飼料、敷料	20 21				20
野生動物	ねずみ、たぬき			30	27 28 29	27 28 29
	野鳥				27 28	27 28
	はえ、ダニ				27 29	27 29
飼養環境	土壌、粉塵			30	31	31
家畜	死体、排せつ物		36 37		27	27
	牛、水牛、鹿、めん羊、山羊	22	36 37 38			32 37 38

農場名： \_\_\_\_\_

回答記入例  
 はい  いいえ

※「はい」、「いいえ」又は「該当しない」から1つ選択

家畜防疫員  
 チェック  
 ボックス

<b>I 家畜防疫に関する基本的事項</b>			
<b>1 家畜の所有者の責務</b>			
①関係法令を遵守している。 <small>(関係法令の例)</small> ・家畜伝染病予防法 ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 ・獣医師法 ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 ・水質汚濁防止法 ・悪臭防止法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・牛海綿状脳症対策特別措置法 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 ・化製場等に関する法律	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
②農場の所在地域で飼養されている家畜の所有者その他の畜産関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行っている。 <small>(協力者の例)</small> ・地域の他の家畜の所有者(飼養衛生管理者) ・都道府県 ・市町村 ・関係団体 ・地域自衛防疫団体	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
③(所有者以外に飼養衛生管理者がある場合)飼養衛生管理者と常時連絡可能な体制を確保し、本基準に規定される取組について当該飼養衛生管理者に実施させている。	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
<b>【記入欄】 今後の改善方針</b>			
<b>2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践</b>			
①家畜保健衛生所等から提供される情報を必ず確認している。 <small>(情報の把握方法例)</small> ・メール ・広報誌 ・FAX ・ウェブサイト	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
②家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握している。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
③家畜防疫に関する最新情報を踏まえ、防疫体制を含めて、自らの農場の飼養衛生管理の状況を定期的に点検し改善を図っている。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
④農場の最新の防疫体制を確認できるよう、衛生管理区域及び消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えている。 <small>※以下の資料を添付</small> 農場の平面図(次のものを明示したもの) 1) 衛生管理区域及びその出入口 2) 消毒設備の設置箇所	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
⑤家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従っている。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
<b>【記入欄】 今後の改善方針</b>			
<b>3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底</b>			
①必要事項を規定した飼養衛生管理マニュアルを獣医師等の専門家の意見を反映させて、作成している。 <small>※飼養衛生管理マニュアルの必要事項</small> (1) 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項 (2) 海外渡航時及び帰国後の注意事項 (3) 海外からの肉製品の持込み(郵便物による持込みを含む。)に関する注意喚起 (4) 農場内への不適切な物品の持込みの禁止 (5) 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組 (6) 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い (7) 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止 (8) 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止 (9) 農場における防疫のための更衣 (10) 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等 <small>※飼養衛生管理マニュアルの写しを添付</small>	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
②従事者及び外部事業者が飼養衛生管理マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講じている。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
③家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者等に周知徹底している。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
<b>【記入欄】 今後の改善方針</b>			

**4 記録の作成及び保管**

以下に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。

<p>①衛生管理区域に立ち入った者(※1)の氏名及び住所又は所属、衛生管理区域への立入りの年月日、その目的(※2)及び消毒の実施の有無(車両を入れる者にとっては、当該車両の消毒の有無を含む。)</p> <p>※不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設(観光牧場等)において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒等、病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は記録は不要である。</p> <p>※1当該農場の従事者を除く。</p> <p>※2所属等からその目的が明らかな場合を除く。</p>	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
<p>②消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、確実に記録させている。</p>	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
<p>③(衛生管理区域に立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国、又は帰国した場合)過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無</p>	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
<p>④(従事者が海外に渡航した場合)滞在期間及び国又は地域の名称</p>	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
<p>⑤導入した家畜の種類、頭数、健康状態、導入元の農場等の名称及び導入の年月日</p>	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
<p>⑥出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数、健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称及び出荷又は移動の年月日</p>	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
<p>⑦飼養する家畜の頭数、月齢、異状の有無、異状がある場合にあっては、その症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況</p>	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
<p>⑧家畜保健衛生所、担当獣医師等からの農場指導の内容及び指導年月日</p>	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	

【記入欄】 今後の改善方針

**5 大規模所有者が講ずる措置**

<p>①飼養する家畜が特定症状を呈していることを従業員が発見したとき、当該家畜の所有者及び飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底している。</p> <p>(周知方法の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飼養衛生管理マニュアル ・貼紙</li> </ul> <p>※以下の資料を添付 従業員が農林水産大臣の定める特定症状を確認した場合に家畜保健衛生所へ直ちに通報することを規定したものの写し</p>	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
<p>②畜舎ごとに飼養衛生管理者を配置している。</p> <p>「同一の者が複数の畜舎を担当する場合には、衛生管理を行う家畜(牛にあっては月齢が満四月以上のものに限る。)の頭数の合計が二百頭(第二十一条の五第九号イ(1)又は(2)に掲げる牛、鹿、めん羊及び山羊にあっては、三千頭を超えないこと。)」</p>	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	

【記入欄】 今後の改善方針

**6 獣医師等の健康管理指導**

<p>●家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から飼養する家畜の健康管理について指導を受けている。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
--	--	--

【記入欄】 ※「はい」の場合は回答してください

担当の獣医師の氏名

担当の診療施設の名称

【記入欄】 今後の改善方針

**7 家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備**

<p>●野生動物が口蹄疫等の家畜伝染病に感染したことが確認されているなど、家畜伝染病の発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定する地域において追加措置を講ずることとなる以下の取組について、その内容を習熟している。</p> <p>14 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置 21 安全な資材の利用</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
--	--	--

【記入欄】 今後の改善方針

8 衛生管理区域の設定						
①農場に病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の場所が明確に分かるようにしている。 (衛生管理区域境界の明確化方法例) ・消石灰帯 ・柵 ・ロープ ・三角コーン ・垣根 (プランター)	<input type="checkbox"/>	はい	<input type="checkbox"/>	いいえ		
②衛生管理区域は、畜舎、家畜に直接接触する物品の保管場所並びに家畜に直接接触した者が消毒並びに衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲の全てを網羅している。 ※畜舎の他に、飼料給与、清掃、家畜の出荷及び死亡家畜の管理等の一連の作業に関連する農場内の敷地の全てを衛生管理区域とすること。	<input type="checkbox"/>	はい	<input type="checkbox"/>	いいえ		
③出入口の数を必要最小限とし、家畜、資材、死体等の持込み又は持出し場所を可能な限り衛生管理区域の境界に位置するよう設定している。	<input type="checkbox"/>	はい	<input type="checkbox"/>	いいえ		
【記入欄】 今後の改善方針						
9 放牧制限の準備						
●(放牧を行っている場合)放牧の停止又は制限があった場合に備え、家畜を収容できる避難用の設備の確保又は出荷若しくは移動のための準備措置を講じている。	<input type="checkbox"/>	該当しない	<input type="checkbox"/>	はい	<input type="checkbox"/>	いいえ
【記入欄】 ※「はい」の場合は回答してください						
措置の内容						
<input type="checkbox"/> 避難用設備の確保の準備	具体的な内容					
<input type="checkbox"/> 出荷	<input type="checkbox"/> 事前協議：済 <input type="checkbox"/> 事前協議：調整中 <input type="checkbox"/> 事前協議：未					
<input type="checkbox"/> 他地域への移動	<input type="checkbox"/> 事前協議：済 <input type="checkbox"/> 事前協議：調整中 <input type="checkbox"/> 事前協議：未					
	移動場所					
【記入欄】 今後の改善方針						
10 埋却等の準備						
●死体の処理に必要な埋却地の確保をしている、又は焼却若しくは化製のための準備措置を講じている。 ※以下の(1)～(3)のいずれかの資料を添付 (1)埋却用地の確保の状況として以下の事項を記載した資料 ア 埋却用地の所在地 イ 埋却用地が自己の所有する土地でない場合 ・その所有者の氏名又は名称 ・当該土地の利用に関する契約の内容 ウ 埋却用地の面積・利用状況 エ 農場から埋却用地までの距離 オ 埋却用地の近隣住民その他の関係者への埋却の実施に関する説明の有無 カ オの説明に対する当該関係者の承諾の有無 キ その他埋却の的確かつ迅速な実施のため参考となる事項 (2)焼却・化製のための準備措置を講じている場合は、以下の事項を記載した資料 ア 焼却施設・化製場の名称・所在地 イ 農場から焼却施設・化製場までの距離 ウ 焼却施設・化製場の近隣住民その他の関係者への焼却・化製の実施に関する説明の有無 エ ウの説明に対する当該関係者の承諾の有無 (3)埋却用地・焼却施設・化製場を確保していない場合は、これらを確保するための取組の状況を記載した資料	<input type="checkbox"/>	はい	<input type="checkbox"/>	いいえ		
【記入欄】 ※「はい」の場合は回答してください						
措置の内容						
<input type="checkbox"/> 埋却地の確保 <input type="checkbox"/> 焼却のための取組 <input type="checkbox"/> 化製のための取組						
【記入欄】 今後の改善方針						
11 愛玩動物の飼育禁止						
●衛生管理区域に愛玩動物を持込んでいない。また、衛生管理区域内で愛玩動物を飼育していない。 ※観光牧場等において、飼育場所を限定している場合は除く。	<input type="checkbox"/>	はい	<input type="checkbox"/>	いいえ		
【記入欄】 今後の改善方針						







26 畜舎外での病原体による汚染防止

●家畜の飼養管理に必要な物品を畜舎に持ち込んでいない。  はい  いいえ

【記入欄】 今後の改善方針

27 野生動物の侵入防止のための死体の適正な保管

●家畜の死体を保管する場合には、その保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講じている。  該当しない  はい  いいえ

【記入欄】  
死体の保管場所の対策

死体の処理

化製処理

その他： ( )

死体の保管

なし

屋内保管

隙間なし

隙間あり 対策

コンテナ

蓋付容器

ネット

網目 cm

破損なし

破損あり 対策

ブルーシート

その他

【記入欄】 今後の改善方針

28 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止

●畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている。  はい  いいえ

【記入欄】 今後の改善方針

29 ねずみ及び害虫の駆除

●ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他の必要な措置を講じている。  はい  いいえ

【記入欄】 ※「はい」の場合は回答してください

ねずみの駆除対策

殺鼠剤  粘着シート

その他： ( )

害虫の駆除対策

殺虫剤  粘着シート  アプトラップ

その他： ( )

【記入欄】 今後の改善方針

30 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒

①衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくしている。  はい  いいえ

②病原体が残存しないよう不要な資材等の処分、除草等を行うとともに、資材、機材等を整理整頓し、敷地を定期的に消毒している。  はい  いいえ

【記入欄】 今後の改善方針



**37 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止**

①特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報することとしている。 ※家畜の所有者等は特定症状について十分理解し、家畜保健衛生所に直ちに通報することが必要であり、従業員がいる場合には、従業員も同様の対応がとれるよう、従業員に対する周知が飼養衛生管理マニュアルや貼紙、口頭等によって行われている必要がある。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
②（特定症状が確認された場合）農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこととしている。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
③（特定症状が確認された場合）衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこととしている。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	

**【記入欄】 今後の改善方針**

---



---

**38 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止**

※従業員がいる場合には、以下①～④について従業員も同様の対応がとれるよう、従業員に対する周知が飼養衛生管理マニュアルや貼紙、口頭等によって行われている必要がある。

①特定症状以外の異状であって、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けている。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
②（獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導があった場合）当該家畜が監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの家畜の出荷及び移動を行わないこととしている。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
③（当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合）家畜保健衛生所の指導に従うこととしている。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
④（飼養する家畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合）速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	

**【記入欄】 今後の改善方針**

---



---

※ 特定症状（口蹄疫を疑う症状）  
 ①39.0℃以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳房又は乳房（以下「口腔内等」という。）に水疱、びらん、潰瘍又は癬痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）があること（鹿にあっては、39.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等があること）。  
 ②同一の畜房内（1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。  
 ③同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（1つの畜房につき1頭の哺乳畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の2日間において死亡すること。  
 ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風、水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

**確認記録**

○年月日：

○確認者（家畜の所有者・飼養衛生管理者・家畜防疫員・民間獣医師・その他（ ））

氏名： \_\_\_\_\_

**確認記録**

○年月日：

○確認者（家畜の所有者・飼養衛生管理者・家畜防疫員・民間獣医師・その他（ ））

氏名： \_\_\_\_\_